

平成 17 年 7 月 27 日

「不特定多数の住民に係わる閲覧請求の事務処理要領」を施行

～来月から 大量閲覧請求者の資格を事前提出資料により審査～

豊島区は、8月1日から個人情報の保護と適正な閲覧制度の運営を図るために「不特定多数の住民に係わる閲覧請求の事務処理要領」を施行する。

住民のプライバシーに関する意識が高まるなか、区はこれまでに不特定多数の住民に係わる閲覧請求に対しては、国、都の通知に基づき、法人登記簿謄本の写しやプライバシーポリシー等（個人情報保護法を踏まえた事業者の対応の分かる資料）の提出を義務付けて住民基本台帳の閲覧を行なってきたところである。

「何人でも閲覧を請求することができる」とされ、原則公開とされている閲覧制度については、現在総務省が法改正を視野に入れた見直しを検討しており、今秋にもその結論が出される見込みである。しかし、昨今の個人情報に関わる事件の発生状況等をみると、より積極的な対応を図る必要があり、法改正にはまだ一定の期間を要することから、それまでの間の取扱いに関し、区として改めて要領を定めた。

事務処理の改善点

(1) 閲覧予約期間の制限

閲覧予約を閲覧予定日の属する月の2ヶ月前の月の最初の開庁日から、2週間前までに限定し、利用制限を図る。

(2) 閲覧請求書の事前提出

請求事由等を厳格に審査するため、閲覧予約日の1週間前までに請求書を提出させ、審査に必要な期間を確保する。

(3) 関係資料の提出

ア 閲覧請求者の概要

法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し、若しくは法人の概要のわかる資料、開業届又は事業内容のわかる資料

イ 個人情報保護法への対応

プライバシーポリシー等

ウ 使用見本の提出

閲覧対象者に送付するアンケート用紙、ダイレクトメールの見本等

(4) 指定用紙への転記並びに写しの保存

請求者に閲覧内容を区の指定用紙へ転記させる。その上で、閲覧終了後、区が、請求事由に記載された目的以外の個人情報を取得していないことを確認する。また、その写しを1年間保存する。

(5) 閲覧時の遵守事項の徹底

閲覧者に対し、運転免許証等本人確認書類の提示、筆記用具の限定、カメラ・パソコン・携帯電話等機器の持ち込み禁止、閲覧リストへの書き込み、改ざん等の禁止、席を離れる場合における閲覧リストの一時返却などの遵守事項を徹底することにより、不正行為等の防止を図る。

(6) 委託元への個人情報保護の徹底

閲覧を委託された事業者による閲覧の場合に、その事業者のみならず、委託元からも誓約書、法人の概要のわかる資料、プライバシーポリシー等を取り、個人情報保護をより徹底する。

詳細：区民課長